

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、各地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い地域づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害等に対する安全性の確保、治山・治水事業等の総合的、計画的な推進等、風水害に強い地域を形成する。
- 2 総合的な風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等、風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

本市は、急しゅんな地形、ぜい弱な地質のため急勾配の河川、多くの急傾斜地、崩壊危険箇所、広範囲な地すべり地帯等を有しているため、災害に強い安全な自然環境の形成に併せて、都市化、情報化、高齢化等の社会構造の変化に伴い、災害による被害も多様化しているため、社会基盤の整備を進め、災害に強い安全な市域の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風・竜巻・豪雨・洪水・地すべり・土石流・崖崩れ等による風水害から市域及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路等を確保するためのネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物の安全性の確保等に努める。
- エ 風水害に強い市域の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、市民生活におけるライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予報や警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(ウ) 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

(エ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(オ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

a 溢水、湛水等による災害の発生の恐れのある土地の区域については、都市的な土地利用を誘導しないものとする方針の徹底

b 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

c 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

d 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等における安全な土地利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進

e 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策の推進

f 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を防止するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

g 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

h 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備の推進及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

i 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排

水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

ｊ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

(ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

(イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

(ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(エ) 強風による落下物の防止対策を図る。

(オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) 上下水道、廃棄物処理施設等の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気、水、熱の供給設備を設置するよう努める。

(イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等にける安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 災害応急対策等への備え

(ア) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ウ) 民間企業等を含む関係機関との協定を締結する等の連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。

(エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）についての協定締結等による協力体制の構築に努める。

第2節 災害発生直前対策

(全部局)

第1 基本方針

風水害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を実施するための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等を市民に伝達する体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 市民に対する情報の伝達体制の整備
気象警報・注意報等の伝達は、震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」の伝達系統のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。
- 2 避難誘導體制の整備
 - (1) 風水害により、市民の生命、身体等に危険が生じる恐れのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
 - (2) 土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直しを行う。
- 3 災害未然防止活動
各施設の管理者は、災害発生の恐れがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。
 - (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
 - (2) 応急復旧のための体制の整備
 - (3) 防災用資機材の備蓄
 - (4) 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - (5) ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - (6) 災害に関する情報についてのほか地方公共団体との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制

震災対策編第1章第3節「情報の収集・連絡体制」を準用する。

第4節 活動体制

震災対策編第1章第4節「活動体制」を準用する。

第5節 広域相互応援

震災対策編第1章第5節「広域相互応援」を準用する。

第6節 救助・救急・医療

震災対策編第1章第6節「救助・救急・医療」を準用する。

第7節 消防・水防活動

震災対策編第1章第7節「消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者支援

震災対策編第1章第8節「要配慮者支援」を準用する。

第9節 緊急輸送

震災対策編第1章第9節「緊急輸送」を準用する。

第10節 障害物の処理

震災対策編第1章第10節「障害物の処理」を準用する。

第11節 避難収容活動

震災対策編第1章第11節「避難収容活動」を準用する。

第12節 孤立防止対策

震災対策編第1章第12節「孤立防止対策」を準用する。

第13節 食料品等の備蓄・調達

震災対策編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達」を準用する。

第14節 給水

震災対策編第1章第14節「給水」を準用する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達

震災対策編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達」を準用する。

第16節 危険物施設等

震災対策編第1章第16節「危険物施設等」を準用する。

- 第17節 電気施設**
震災対策編第1章第17節「電気施設」を準用する。
- 第18節 都市ガス施設**
震災対策編第1章第18節「都市ガス施設」を準用する。
- 第19節 上水道施設**
震災対策編第1章第19節「上水道施設」を準用する。
- 第20節 下水道施設**
震災対策編第1章第20節「下水道施設」を準用する。
- 第21節 通信・放送施設**
震災対策編第1章第21節「通信・放送施設」を準用する。
- 第22節 鉄道施設**
震災対策編第1章第22節「鉄道施設」を準用する。
- 第23節 災害広報活動**
震災対策編第1章第23節「災害広報活動」を準用する。
- 第24節 土砂災害等**
震災対策編第1章第24節「土砂災害等」を準用する。
- 第25節 都市防災**
震災対策編第1章第25節「都市防災」を準用する。

第26節 建築物

(建設課、教育委員会)

第1 基本方針

強風、出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風等による屋根材等の飛散や落下、建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導・啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の災害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害の発生する恐れのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 出水による崖地の崩壊等により災害が発生する恐れのある区域について、必要に応じて建築等の制限を行うため条例制定に努める。
- イ 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(3) 建築物の所有者が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛土等の必

要な措置を講ずる。

3 文化財の災害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、重要なものを指定し保護している。これらは貴重な国民的財産であり、適切に次世代に継承していくことが必要である。

建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災施設・設備の設置促進と、それに対する助成を行う。

(3) 所有者が実施する計画

防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防体制の確立を図る。

第27節 道路及び橋梁

(建設課、農林水産課)

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が、災害応急活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、基幹的な道路及び橋梁の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の回復を図る。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路は落石や倒木、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、電柱等の破損、冠水等によって通行不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について災害に対する安全性の確保・強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 道路及び橋梁災害予防

(ア) 避難場所と主要な施設を有機的に連絡させる道路整備に努める。

(イ) 既存の幹線道路及び生活道路は、避難路及び緊急物資の輸送路として重要であり、次の予防策を進める。

- a 道路改良
- b 道路法面保護
- c 橋梁取付け部強化による落橋防止対策

イ 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として活用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立を回避する。

ウ 林道及び橋梁災害予防

林道は山間部の幹線道路等の補完として活用されることから、法面崩落対策、地すべり対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

エ 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設については、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の改修を積極的に進める。

オ 危険防止のため事前規制

道路に被害が発生した場合、道路交通法、道路法の定めにより警察署及び道路管理者は、一般通行の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行う。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者、警察署単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急活動・復旧活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

また、応急復旧のため協定を締結した大町市建設業組合と協力し、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。

イ 応急復旧のために締結してある大町市建設業組合との協定に基づき、災害時に円滑な対策が取れるよう、平常時から連携を強化する。

ウ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等

(消防防災課、建設課、農林水産課)

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失う等、社会に多大な影響を与えることから、新たな施設を整備するとともに、既存施設の日常的な整備、点検及び維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実態、現在の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう適切な維持対策を講ずる。
- 3 ダム施設等に関して定期的な情報収集に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域を広く市民に公表し周知するとともに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実態や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供等、効率的な水防活動や市民への注意を喚起するための対策に努めている。

(2) 実施計画

- ア 河川及び水路の整備を計画的に促進し、安全性等を向上させる。
- イ 洪水ハザードマップの作成及び公表
- ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計され、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

- ア ダム管理者から送られる情報伝達体制の充実を図る。
- イ 豪雨災害等によりダム管理者から臨時点検結果について報告があったときは、速やかに市民へ伝達する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では、低地等での浸水被害が相次いでいるほか、要配慮者の避難が遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる

恐れのある河川について浸水想定区域を公表している。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、警戒・避難体制の確立等、防災体制の整備について指導する。

イ 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡。通報及び避難誘導等の訓練を実施する。

第29節 ため池

震災対策編第1章第29節「ため池」を準用する。

第30節 農林水産物等

(農林水産課)

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失とともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等が予想される。そこで、被害を最小限に抑えるため、予防技術対策の充実と普及を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関と連携し、予防技術の周知及び被害拡大防止対策等の技術指導に努める。
- 2 災害時の農林水産物の生産、流通、加工等の速やかな復旧対策について、関係機関との連携を図る。
- 3 農林水産業者へ速やかな気象情報等の伝達を図る。

第3 計画の内容

1 農水産物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による農水産物等被害を軽減するため、被害対策指針の充実を図るとともに、関係機関を通じて予防技術の周知徹底を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携して、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。
- イ 正確な情報を迅速に農業者等に伝達する。
- ウ 増水又は濁水等による水産物被害が予想される場合は、漁業協同組合や漁業関係者と連携を図り、事前に防止対策を講ずるよう体制を整える。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえ森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐により本数密度を調整し、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

また、林産物の生産・流通・加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- イ 県等関係機関と連携をとり、林産物の生産・流通・加工施設において安全パトロールを実施する。

(3) 市民が実施する計画

- ア 市等が計画的に行う森林整備に協力する。
- イ 施設の補強等の対策を実施する。

- 第 3 1 節 二次災害の予防**
震災対策編第 1 章第 3 2 節「二次災害の予防」を準用する。
- 第 3 2 節 防災知識の普及**
震災対策編第 1 章第 3 3 節「防災知識の普及」を準用する。
- 第 3 3 節 防災訓練**
震災対策編第 1 章第 3 4 節「防災訓練」を準用する。
- 第 3 4 節 災害復旧・復興への備え**
震災対策編第 1 章第 3 5 節「災害復旧・復興への備え」を準用する。
- 第 3 5 節 自主防災組織等の育成**
震災対策編第 1 章第 3 6 節「自主防災組織等の育成」を準用する。
- 第 3 6 節 ボランティア活動の環境整備**
震災対策編第 1 章第 3 8 節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。
- 第 3 7 節 災害対策基金等積立及び運用**
風水害対策編第 1 章第 3 9 節「災害対策基金等積立及び運用」を準用する。
- 第 3 8 節 災害対策に関する調査研究及び観測**
震災対策編第 1 章第 4 0 節「災害対策に関する調査研究及び観測」を準用する。
- 第 3 9 節 観光地**
震災対策編第 1 章第 4 1 節「観光地」を準用する。
- 第 4 0 節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進**
震災対策編第 1 章第 4 2 節「市民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(全部局)

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達や、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずることが必要である。

第2 主な活動

- 1 市民に対して気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動を市民に促し、人的、物的被害を回避するために重要である。

関係機関は、警報等伝達系統に沿い気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応

県、気象台等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署等に周知する。

なお、周知に当たっては、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に周知する。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(イ) 市民等から災害発生の恐れがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を市民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

(3) 市民が実施する対策

次のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

- ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷・大雨等の気象現象
- イ 河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害に関する異常な自然現象

2 市民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う等、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 風水害の発生の恐れがある場合には、気象情報等に十分注意し、河川管理者、水防団等との連携のもと重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、危険がある場合又は危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については、避難準備情報の伝達を行う等の避難支援計画に沿い避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険があると判断した場合は、時間帯や施設利用者の状況を総合的に判断し、遅滞なく要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織、住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

イ 災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じ管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

エ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達にあたっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

オ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他自力での避難が困難な者等を優先的とする等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の位置、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に必要な情報を市民に周知するため、これらを記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等、必要な措置を講ずる。

キ 避難勧告、避難指示を解除する場合には、十分に安全の確認に努める。

(3) 市民が実施する対策

避難の際には、各自が出火防止の処置を行うとともに、必要な食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

(4) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

施設の管理者は、災害発生の恐れがある場合は、事前に適切な災害未然防止措置を実施し、災害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 水防管理者（市長）が実施する対策

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。操作にあたっては、危害を防止するため必要があるときは、あらかじめ、必要な情報を関係市町村及び警察署に通報するとともに、市民に対して周知する。

ウ 道路管理者が実施する対策

降水量等に応じて道路パトロールを実施するとともに、道路交通の事前規制等、必要な対策を実施する。

(3) 市民が実施する対策

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察署に通報する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、県内の市町村単位を基本に、気象特性に基づき79の区域に分けて、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こる恐れのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こる恐れのあるときには「警報」を、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合には「特別警報」を発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種 別	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告する予報
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こる恐れがある場合、その旨を警告する予報
注意報	風雪、強風、大雨、高潮等によって災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意するよう行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。なお、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
警報・注意報の種類		概 要
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報にはカッコを付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想された

		ときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷より災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生する恐れのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れのあるときに発表される。

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風と同程度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km格子が、

共に都道府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。
 イ 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に都道府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現。（ただし、3 時間降水量が 150 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。）

雨に関する 50 年に一度の値

50 年に一度の値		
R 48	R 03	SWI
309	85	191

(注 1) R 48 : 48 時間降水量 (mm) R 03 : 3 時間降水量 (mm) SWI : 土壌雨量指数 (Soil Water Index)

(注 2) 50 年に一度の値は 5 km 格子の 50 年に一度の平均値

(注 3) SWI 警報基準の値は平成 25 年 7 月時点の値

(注 4) 特別警報は、府県程度の広がり範囲内の現象を対象であり、市町村の値のみではないことに留意。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧 930 hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近、通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における大雨、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における大雨、暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 大雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測点の 50 年に一度の値

50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
118	117

(注 1) 既往最大積雪深は、平成 25 年 4 月までの値

(注 2) 特別警報は、府県程度の広がり範囲内で 50 年に一度の値となる現象を対象

警報・注意報発表基準

発表官庁	長野地方気象台		
府県予報区	長野県		
一次細分区域	北部		
市町村等をまとめた地域の名称	大北地域		
警 報			
大 雨	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
	大町市	平坦地 : R1=40 平坦地以外 : R1=50	068
	池田町	R1=40	068
	松川村	R1=40	075
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	095
洪 水	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
			複合基準

	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	高瀬川流域=25 犀川流域=63 金熊川流域=6 土尻川流域=9	—
	池田町	R1=40	高瀬川流域=22	—
	松川村	R1=40	高瀬川流域=26 乳川流域=7	—
	白馬村	R1=50	姫川流域=12	R1=35 and 姫川流域=9
	小谷村	R1=60	姫川流域=22 中谷川流域=11	—
暴風（平均風速）	17m/s			
暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う			
大雪（12時間降雪の深さ）	平地い 25 cm 山沿い 30 cm			
注 意 報				
大 雨	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合			
	市町村	雨量基準		土壌雨量指数基準
	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30		054
	池田町	R1=25		054
	松川村	R1=25		060
	白馬村	R1=30		181
	小谷村	R1=40		076
洪 水	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合			
	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	高瀬川流域=20 犀川流域=32 金熊川流域=5 土尻川流域=7	—
	池田町	R1=25	高瀬川流域=18	—
	松川村	R1=25	高瀬川流域=21 乳川流域=6	—
	白馬村	R1=30	姫川流域=19	—
	小谷村	R1=40	姫川流域=18 中谷川流域=19	—
暴風（平均風速）	13m/s			
暴風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う			
大雪（12時間降雪の深さ）	平地い 15 cm 山沿い 20 cm			
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上			
濃霧（視程）	100m			
乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 55%（長野地方気象台の値）			
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20 cm 以上で風速 10m/s 以上。又は積雪 70cm 以上あって降雪の深さ 30 cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、又は日降水量が 15 mm 以上			
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃ 以上低く、かつ最高気温 15℃ 以下（高冷地で 13℃ 以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -11℃ 以下（高冷地で -17℃ 以下）			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃ 以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			

着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	
1 時間雨量 100 mm	

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。
 - 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。
- ※1 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
- ※2 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため省略は行っていない。
- ※3 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を「-」で示している。
- ※4 大雨及び洪水の欄中R 1は1時間雨量を示す。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を定めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防報に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達し、上昇の恐れがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野

地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が 55%以下で最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m をこえる見込みのとき。 3 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や、市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100 mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は発表から 1 時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報等がある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報 関東甲信越地方	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予

気象情報報報 長野県気象情報	想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
-------------------	------------------------

警報等の発表及び解除

警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り換えられるものとする。

ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川 河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係機関事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

- 第2節 災害情報の収集・連絡活動**
震災対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。
- 第3節 非常参集職員の活動**
震災対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」を準用する。
- 第4節 広域相互応援活動**
震災対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。
- 第5節 ヘリコプターの運用**
震災対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用」を準用する。
- 第6節 自衛隊災害派遣活動**
震災対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。
- 第7節 救助・救急・医療活動**
震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」を準用する。
- 第8節 消防・水防活動**
震災対策編第2章第7節「消防・水防活動」を準用する。
- 第9節 要配慮者に対する応急活動**
震災対策編第2章第8節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。
- 第10節 緊急輸送活動**
震災対策編第2章第9節「緊急輸送活動」を準用する。
- 第11節 障害物の処理活動**
震災対策編第2章第10節「障害物の処理活動」を準用する。
- 第12節 避難収容及び情報提供活動**
震災対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。
- 第13節 孤立地域対策活動**
震災対策編第2章第12節「孤立地域対策活動」を準用する。
- 第14節 食料品等の調達供給活動**
震災対策編第2章第13節「食料品等の調達供給活動」を準用する。
- 第15節 飲料水の調達供給活動**
震災対策編第2章第14節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

- 第16節 生活必需品の調達供給活動**
震災対策編第2章第15節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。
- 第17節 保健衛生、感染症予防活動**
震災対策編第2章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。
- 第18節 行方不明者の捜索及び処置等の活動**
震災対策編第2章第17節「行方不明者の捜索及び処置等の活動」を準用する。
- 第19節 廃棄物の処理活動**
震災対策編第2章第18節「廃棄物の処理活動」を準用する。
- 第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動**
震災対策編第2章第19節「社会秩序の維持、物価安定に関する活動」を準用する。
- 第21節 危険物施設等応急活動**
震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。
- 第22節 電気施設応急活動**
震災対策編第2章第21節「電気施設応急活動」を準用する。
- 第23節 都市ガス施設応急活動**
震災対策編第2章第22節「都市ガス施設応急活動」を準用する。
- 第24節 上水道施設応急活動**
震災対策編第2章第23節「上水道施設応急活動」を準用する。
- 第25節 下水道施設応急活動**
震災対策編第2章第24節「下水道施設応急活動」を準用する。
- 第26節 通信・放送施設応急活動**
震災対策編第2章第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する。
- 第27節 鉄道施設応急活動**
震災対策編第2章第26節「鉄道施設応急活動」を準用する。
- 第28節 災害広報活動**
震災対策編第2章第27節「災害広報活動」を準用する。
- 第29節 土砂災害等応急活動**
震災対策編第2章第28節「土砂災害等応急活動」を準用する。

- 第30節 建築物災害応急活動**
震災対策編第2章第29節「建築物災害応急活動」を準用する。
- 第31節 道路及び橋梁応急活動**
震災対策編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。
- 第32節 河川施設等応急活動**
震災対策編第2章第31節「河川施設等応急活動」を準用する。
- 第33節 ため池災害応急活動**
震災対策編第2章第32節「ため池災害応急活動」を準用する。
- 第34節 農林水産物等災害応急活動**
震災対策編第2章第33節「農林水産物等災害応急活動」を準用する。
- 第35節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**
震災対策編第2章第34節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。
- 第36節 文教活動**
震災対策編第2章第35節「文教活動」を準用する。
- 第37節 飼養動物の保護対策**
震災対策編第2章第36節「飼養動物の保護対策」を準用する。
- 第38節 ボランティアの受入れ体制**
震災対策編第2章第37節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。
- 第39節 義援物資及び義援金の受入れ等**
震災対策編第2章第38節「義援物資及び義援金の受入れ等」を準用する。
- 第40節 災害救助法の適用**
震災対策編第2章第39節「災害救助法の適用」を準用する。
- 第41節 観光地**
震災対策編第2章第40節「観光地」を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

震災対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

震災対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

震災対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

震災対策編第3章第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

震災対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

震災対策編第3章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。